

第 3 5 回 柏市農業委員会総会議事録

1 令和 6 年 6 月 7 日(金) 柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長
染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所 ラコルタ柏 集会室 1, 2, 3

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	金 子 幸 司	2 番	酒 卷 寿 雄
4 番	大 宮 茂 男	5 番	成 嶋 君 美
6 番	飯 野 文 夫	7 番	坂 卷 洋 行
8 番	石 井 マサ子	9 番	岡 田 英 夫
1 1 番	村 越 等	1 2 番	橋 本 英 介
1 3 番	谷 田 貝 和 代	1 4 番	平 川 徹
1 5 番	染 谷 茂	1 6 番	山 崎 明 久

1 6 名 中 1 4 名 出 席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	友 野 博 之	1 8 番	小 川 克 己
2 0 番	染 谷 織 恵	2 1 番	大 塚 信 幸
2 2 番	豊 田 佐 智 子	2 3 番	木 村 寿
2 4 番	関 根 勝 敏	2 5 番	濱 嶋 静
2 6 番	富 澤 英 三	2 7 番	林 敏 夫
2 8 番	飯 田 利 明	2 9 番	石 井 一 美
3 0 番	砂 川 晴 彦	3 1 番	坂 卷 儀 治

1 5 名 中 1 4 名 出 席

4 欠席した委員は次のとおりである。

3 番	遠 藤 秀 生	1 0 番	寺 島 和 彦
1 9 番	栗 原 豊		

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 石 原 祐 一 郎

統括リーダー 兼 岡 洋 和
副主幹 菊 池 章 浩
主 任 菅 野 翔 太

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 4 号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第 5 号 生産緑地地区の都市計画の変更に係る意見について
- 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について

7 報告事項

- (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

(午後 2 時 0 0 分開議)

議長 ただいまより第 35 回農業委員会総会を開催いたします。

それでは、着座して進めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員 16 名中 14 名、推進委員 15 名中 14 名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは、日程 1 議事録署名委員を選任したいと思いますが、

選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 「議長一任」ということですが，ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは指名をいたします。

飯野文夫委員，坂巻洋行委員，よろしくお願いいたします。

議長 次に，日程２ 一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

議長 今月の担当は，第３調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，山崎委員長よろしくお願いいたします。

山崎委員長 農地第３調査会は，去る６月３日，４日，令和６年度第３回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条２件，第４条３件，第５条１５件，許可を要しない土地の証明願７件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和６年２月に開催された第３１回総会の議案第１号から第３号の６件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程３ 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは，審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を，山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1 番について，ご報告します。

調査会資料は，4 ページからになります。

本件は，●●在住の譲受人が，自己で耕作する農地の拡大のため，また譲渡人は，農業経営の縮小のため，所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は，岩井の畑●●筆，●●㎡で，●●などを作付する計画です。

譲受人の農業経営の実態については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第3調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対して，申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がございましたので，1 番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2 番について，調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 2番について、ご報告します。

調査会資料は、8ページからになります。

本件は、●●に所在の譲受人である法人が、自己で耕作する農地の拡大のため、また譲渡人は、高齢による経営規模の縮小のため、所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、鷺野谷の畑●●筆、●●㎡で、●●や●●などを作付する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、2番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

1 番について、調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1 番について、ご報告します。

調査会資料は、12 ページからになります。

本件は、駐車場への転用許可申請です。

申請地は、鷺野谷の畑●●筆、●●㎡です。

申請地周辺は甲種・1 種・3 種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから、第2 種農地と判断しました。

当該用地は、●●、●●ほか建設物及び庭に文化財登録がされ、建物修復が完了した際、長屋門前の駐車スペースとして使われていた場所に車両等を駐車することができなくなるため、新たに駐車場を整備することとなり、申請に至ったものです。

計画内容は、雨水の流出を防ぐため、50 ㎡の雨水浸透のためのぐり石、碎石浸透槽を設置し、その際出る土を利用して不陸整形を行い、碎石敷の駐車場を造成します。駐車場台数は、家族親戚用が●●台、来客者用が●●台の計●●台とし、区画にロープを敷設して明示します。

被害防除対策として、隣接する畑に雨水土砂の流出を防ぐため、法面には法面用植栽種を撒き法面保護に努め、隣接する畑に接する法尻には、既存の木材を延長します。雨水については、駐車場内で浸透施設に浸透させ、場外への流出防止に努めます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3 調査会としては許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責

任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので、1 番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2 番について調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 2 番について、ご報告します。

調査会資料は、19 ページからになります。

本件は、貸資材置場兼貸車両置場のためへの転用許可申請です。

申請地は、逆井の畑●●筆、●●m²です。

申請地周辺は市街化区域に近接し、10ha 未満の区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

該当用地は、●●周辺にて住宅などの基礎工事を行っている●●が、現在、貸資材置場兼車両置場として賃借している●●の土地を所有者に返還することとなり、また事業拡大も予定していることから、広い置場が必要のため、申請者に資材置場を整備して貸してほしいとの要望があり、申請に至ったものです。

計画内容は、既存施設から、鉄製型枠、木材、アンカーボルト、砂、砂利、トラック、ユンボ等を移動して設置します。南側道路との境に出入口を作り、出入口部分をコンクリート敷で施工し、防犯用に鎖の南京錠で施錠します。

被害防除対策として、雨水は砂利敷きの自然浸透とします。工事中は誘導員を配置し、安全に配慮して工事し、トラブルが起きた場合は事業者が対処します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事

務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第3調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，申請人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので，2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を，山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 3番について，ご報告します。

調査会資料は，26ページからになります。

本件は，専用住宅建築のためへの転用許可申請です。

申請地は，船戸山高野の畑●●筆の一部，●●㎡です。

申請地周辺は，甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから，第2種農地と判断しました。

該当用地は，申請人の家族が増え，現在の住まいが手狭になってきたため，住宅及び車庫を建築するものです。子育て環境などの生活環境の良さや，両親の住む実家に隣接しているため，今後高齢となっていく両親の支援や介護がしやすいこと，また資金面も，新たな土地を購入するのは負担が大きいなど，様々なことを考慮し，この場所が最適と判断し，申請に至ったものです。

計画内容は，出入口からの車庫の部分については，厚さ150mmの碎石敷きとし，その他の部分については，切土・盛土は行わず整地のみとします。また，地盤調査の結果，良好な地盤であったため，地

盤改良等を行わず，直接基礎とします。

被害防除対策として，土砂流出防止マウントを設けることで，隣地側に影響が出ないようにします。上水は前面道路の上水道本管により新規引き込み，汚水は浄化槽処理とし，処理水は側溝に放流，雨水は宅内浸透枳にて処理し，オーバーフロー分は側溝へ放流します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお，申請人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしという声がございましたので，3番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を，山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 では1 番について，ご報告します。

調査会資料は，3 4 ページからになります。

本件は，所有権移転に伴う，農機具・作業機・農業用車両置場への転用許可申請です。

申請地は，布施の畑●●筆，合計●●㎡です。

申請地周辺は甲種・1 種・3 種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから，第2 種農地と判断しました。

譲受人は●●を●●h a 栽培する●●農家です。農機具，車両を多数保有し，今までは●●にある乾燥施設や●●にある自宅で保管してましたが，両方とも手狭となり，作付圃場に近いところを探していたところ，トラクター等の農機具・作業機・農業用車両置場として申請地が見つかり，申請に至ったものです。

計画内容は，埋立，砂利引きは行わず，整地，転圧のみとし，農機具等の積み下ろし作業の主要な部分には鉄板敷とします。既存のガラスハウスの天井部分はそのままで，サイドのビニールを張り替え，北東部面に出入口を2 か所設置し，農機具置場として利用します。

被害防除対策として，雨水土砂の流出防止として土留鋼板を周辺に設置します。工事中は，パイプ等を利用し，シート，安全ロープ等で周辺土地，道路への雨水，土砂の流出を防止し，トラブルが発生した場合は申請者が対応します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第3 調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

酒巻委員 直接の質問じゃないんですけど、こういう農機具置場というのは5条の転用じゃないと、農地を取得した後、そのまま置場には使えないんですか。

議長 事務局。

事務局 農機具置場については、面積が2 a 未満であれば届出をすることで使えます。

議長 そのほかございませんか。

どうぞ。

岡田委員 岡田です。

これ建物は建っていないんですか。

山崎委員長 建物を建てるんじゃなくて、柏市側のは鉄骨のハウスがあるんだけど、それを撤去して更地にして車両置場にします。このガラスのほうは、柏市じゃなくて我孫子側のほうの申請で出ている部分で、計画として一緒に書いてあるだけです。

岡田委員 柏市側の農地には建物は建てない。

山崎委員長 建てないんじゃなくて、今ある鉄骨のハウスを撤去して車両置場にする。

岡田委員 撤去しちゃうと空っぽでしょう。

山崎委員長 更地にして使いたいわけです。

岡田委員 更地のまんま置いておくんですか、農機具を。

山崎委員長 はい。

岡田委員 分かりました。

山崎委員長 コンバインとか雨に濡れてしまう農機具じゃなくて、トラックとかキャリアカーとか回送車ですね、柏市側の申請地は。我孫子側は既存の鉄骨のガラス温室があるので、それをちょっと修復して、コンバインとかトラクターとかいろいろな農機具を入れようという計画ですね。

岡田委員 はい、分かりました。

議長 そのほかございませんか。
よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番から3番につきましては一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 2番及び3番について、ご報告します。

調査会資料は、40ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う、道路拡幅への転用許可申請です。

申請地は、若白毛の田●●筆、合計●●㎡です。

申請地周辺は第1種農地ですが、公益性が高いと認められる事業で、不許可の例外と判断しました。

譲受人は隣接地に工場を持ち、年々工場物品の数も増え、それに伴

いトラックの出入りも増加傾向にあります。隣接道路の市道●●号線は、区画整理区域内で幅員 8 m の 2 車線道路ですが、区域外は大型車両のすれ違いが困難な状況にあり、今回道路拡幅を行うため申請に至ったものです。

計画内容は、道路幅員 8 m で 10 c m のアスファルト舗装として拡幅、工事完了後、道路法第 24 条にて総面積を柏市に帰属する計画となります。

被害防除対策として、土砂及び雨水の流出防止のため、排水路を造り直すなどして、万全の対策を図ります。工事中の交通安全対策を徹底し、工事責任者を配置し、安全対策に努めます。工事の期間は 8 時半から 17 時までとし、警備員を配置します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第 3 調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2 番から 3 番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

成嶋委員 ちょっと俺あんまりものを知らないから、市道●●号線って、そんなに市道って多いんですか。

事務局 かつてのそういった名称ですね。

山崎委員長 ●●の脇あたりなんで、区画整理してまた新しいとこなんで、番号が多いんですかね。新しく造り直した。

議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、2番から3番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番について、調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 4番について、ご報告します。

調査会資料は、48ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う、資材置場への転用許可申請です。

申請地は、布施の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請地周辺は甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●市にて●●や、●●市にて●●等の南国商品向けサービスを展開しており、現在運営している事業所等では樹木や芝生等を管理するスペースがなく、また●●での外構修復工事における外構資材の廃棄及び樹木類の入替えが発生するため、管理が容易な柏市内で本店近くの土地を探していました。

一方、譲渡人から土地売却希望の相談があり、検討した結果、本店より非常に近く管理が容易であり、また公道面に多く接している当土地が対象地として適切と判断し、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、アスファルト・コンクリート舗装の計画はなく、重機により転圧し、地盤を安定させます。出入口・資材の積込方法は、南西側公道より右左折にて進入し、敷地内にて積込み、積下しを行います。資材は、芝生・人工芝、常緑中低樹木類、使用済外構用ブロックなどを置きます。

被害防除対策として、敷地北側、南西面を2m間隔で松杭を設置し、番線で周囲を囲みます。道路側に入口を設け、チェーンで固定します。雨水排水は自然浸透となります。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事

務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので、4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 5番について調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 5番について、ご報告します。

調査会資料は、55ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う、駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、手賀の畑●●筆、合計●●㎡です。

また、申請地は既存施設の拡張で、拡張面積が既存面積の2分の1未満のため、第1種農地の不許可の例外と判断しました。

譲受人は、●●を営んでおり、隣接の既存施設に社員の車を置いています。大型の天井クレーンや工場、倉庫などが点在しており、車を駐車していると、搬入出用のトラックの出入りに支障があるため、

今回隣接地である申請地を新たに駐車場用地として利用したく、申請に至ったものです。

計画内容は、社員用の乗用車●●台と来客用●●台分の駐車スペースと、既存の置場から8 tトラック1台を置けるようにします。北側既存施設との境にあるブロックフェンスを一部撤去し、既存施設の出入口から出入りできるようにします。

被害防除対策として、外周は築堤と丸木トラロープで囲い、隣接農地への土砂流出等の被害を防止します。雨水は自然浸透です。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、5番を承認いたします。

議案第3号5番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 次の審議に入ります。

6 番について調査結果の報告を，山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 6 番について，ご報告します。

調査会資料は，62 ページからになります。

本件は，所有権移転に伴う，資材置場兼車両置場への転用許可申請です。

申請地は，逆井の畑●●筆，合計●●㎡です。

申請地周辺は市街化区域に近接し，10ha 未満の区域内の農地であることから，第2種農地と判断しました。

譲受人は市内の工事業者ですが，現在使用している資材置場が手狭になり，土地拡張も見込めなくなり，事業に適した土地を探しており，現在使用してる資材置場に近く利便性がよいため，申請に至ったものです。

計画内容は，保管材料として，ブロック，残土，ガラ等，保管車両はトラック●●台，保管重機はユンボ大●●台，小●●台を置きます。

被害防除対策として，周辺農地との境には，コンクリートブロック積み，土留鋼板敷，柵渠敷設，芝張仕上げにて土砂の流出を防ぎます。雨水排水の処理については，再生砕石を敷くことによる浸透式とします。工事期間中は交通誘導員を常駐させ，隣接する農地に被害が及ばないようにアイドリング防止を徹底します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第3調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6 番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので、6 番を承認いたします。

次の審議に入ります。

7 番について調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 7 番について、ご報告します。

調査会資料は、69 ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う資材置場への転用許可申請です。

申請地は、布施の畑●●筆、●●m²です。

申請地周辺は市街化区域に近接し、10ha 未満の区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は●●を手がけており、その事業に関する資材置場として、当該土地が土砂等輸送及び再利用等の効率化を図るに当たり理想的な場所であったため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、保管予定種類については、土砂、砂利、砂、鉄パイプ、ブロック、U字溝など、車両等はトラック●●台、重機●●台を置きます。整地は、砂利引き転圧状態で部分整備します。

被害防除対策として、雨水等の処理については、敷地内砂利引き及び土引き状態で使用し、自然浸透とします。土砂保管中には、シート等で覆い風害被害が起きないようにします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7 番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、7 番を承認いたします。

次の審議に入ります。

8 番から 10 番につきましては一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 8 番から 10 番について、ご報告します。

調査会資料は、76 ページからになります。

本件は、使用貸借に伴う農地造成の許可申請です。

申請地は、鷺野谷の畑●●筆，田●●筆，合計●●㎡です。

該当地は第1種農地となりますが、一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断いたしました。

譲受人は柏市内で●●を営んでおり、当該地は水はけが悪く耕作できない状態なので、●●として農地造成を行うため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、現状地盤よりかさ上げを行い、農地沿いに小堤を築堤します。埋立て方法については、単純埋立てにて1m覆土します。進入路には鉄板を敷設しますが、工事完了後には原状回復します。

被害防除対策として、雨水は築堤を設け、自然浸透します。申請地は盛土して、30度未満の法面を施工します。工事中は、誘導員を配置し、安全に配慮して工事を行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会と

しては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

8番から10番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

土の出どころはどこからでしょうか。

山崎委員長 鎌ヶ谷からです。

成嶋委員 遠くないですか。そんな遠くもないですか。1日何t車でどのくらい入るんでしょうか。

山崎委員長 搬入は10t車で、何台とまではちょっと聞いていないですけど。

橋本委員 橋本です。

鎌ヶ谷のほうは、反対側のもう一個手前のところで●●さんが今造成していると思うんですけども、この辺、地域計画で何とかならないのでしょうか。中の橋の件もありましたし、地域計画でしっかり話し合って、造成するので全員、業者さんとか権利者さん絡むんで、個々の案件だとは思いますが、それをまとめるのが地域計画だと思うんですね。

だから早急に地域計画をしっかりやって、農地利用をどうするのかをしっかりと話し合ってもらわないと、結局中の橋の●●さんの案件のようになるのではないのかなと思うんですが、その辺行政サイドというか、地域計画、農業委員も重々関わってくるとこなんで、その辺は皆さんどうお考えなんでしょうか。

議長 これは。確かにあの周辺，反対側もかなり埋まって，農地の状態になってきているわけだから。今まではもう荒らしてあったので。

橋本委員 その奥も谷津田，うちも耕作していたりもあって，それで今年の秋をもってその奥，うち耕作を一応やめる予定です。すごく深いんで，トラックが落ちてしまうんで。田んぼの利用価値がないので，うちとしては個人の経営としてはやめる方向なんですけれども，それを地権者に伝えたときに，地域計画とかで話合いがされていれば，その後どういう利用価値があるのかということになっていると思うんですけれども，その辺が地域計画が進んでいないので，結局中の橋のところも，あと●●さんの案件の間の田んぼもうちやっていますが，ああやって盛土されてしまった間の農地というのは，利用価値が全くなくなるので，そこも多分うちとしては受けています，その地権者さんから受けていますが，いずれは多分やめると思うんですよね。そのときに，地域計画でそこ一帯をどういうふうにするというのを農業委員も含めてしっかり話し合っておけば，ああいうことにもならなかったですし，今回の案件も，事前に地域計画で，ここはこういうふうにするというのを皆さんをもって話をして，もちろん地権者さんも含めて話合いの場があれば，こうやって細々埋めるというか，計画なし，無計画にこうやって一業者が無計画に埋めるということはないんじゃないかなと思うんですけれども，その辺はどうなのでしょう。

山崎委員長 それは全体の問題で，ここの場じゃないので，問題提起はしてもらって，今回の案件に対しての質問じゃないので，それはまたこの審議が終わってから全体でしていただくとありがたいです。

橋本委員 この案件じゃないんですけれども，このところがもう既にそこに含まれているような気がするので，その前のところも埋めていますし，今後，多分奥も埋めるようになるんじゃないかなという想像がつくので，そうなってくると，あくまでも地権者さんの判断，業者さんと地権者さんの相対的判断ですけれども，それに付随する地域というものをどう考えていくかというのを考えるのが地域計画だと思う

んですよ。

議長 それをどう生かしていくか。

橋本委員 生かしていく上でも、この間も話しましたが、土地改良区の本管とかが入っているのですその辺も、結局、土地改良区も含めて本管をどうするとか、その辺の話もひっくるめてやらないといけないことなので。

議長 その辺もこれから、今は埋め立てている業者が栗林にしますよとか、その部分、部分でやっているんだけど、それを、じゃ、地域計画の中に取り込んで、じゃ、全体的にどう農地をしていこうかという、そういう話合いが必要だということでもいいのかな。

橋本委員 あくまでもやるのは業者さんと地権者さんの判断、最終判断は総じてそれしかないのです、そうなんですけれども、その判断をする前の段階で、やっぱりここに関わっている地権者さんを全員集めるべきだと思うんですけれども、そこに農業委員も含めて、やっぱり話合いの場がないと、また中の橋の●●さんの案件のようになると思うんですが、それはどうなんでしょうか。

あのときも多分、そこをやるんだったら、住民投票じゃないですけども、地権者投票じゃないですけども、合意を持ってやれば、ああいう虫食いにはならなかったと思うんですが、僕、そのときは農業委員じゃなかったのです、もちろんそのときは地域計画はなかったです、人・農地プランはあったのかもしれないんですが、今後、でも今、地域計画をつくっている段階でそういう話合いの場は持たないんですか。

議長 持たないというか、この場ではあれだけでも、そういう地域計画というか、そういう計画の中にいろいろ考えていってもらおうという、そういう方向でいいですか。

橋本委員 はい。

議長 本当にもう埋め立てて、そこが利用されていないというのはもったいないわけですね。だから、農地は農地として生かして行って、その辺をしっかりと地域計画の中で考えていくということで。

橋本委員 柏市は推進委員と農業委員って分れていないですけども、本来は推進委員ができた時点で、推進委員がこの話を積極的にするのが国の指導だと思うんですよ。

柏市は、農業委員と推進委員、ごちゃ混ぜというか、同じ立場になっていきますけれども、他市町村だと推進委員と農業委員は分れていますから、仕事の役割が。その辺、柏市は一体でやるというふうになっているので、それが一体的にできていないんじゃないかなと僕は思うんですよ。

議長 貴重な意見ありがとうございます。

そういう地域計画の中に、農業委員としてこれからどう取り組んでいくか、またそういう農地についてもどう生かしていくか、いろいろ進めていけたらと思います。ありがとうございます。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、8番から10番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

11番について、調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 11番についてご報告します。

調査会資料は、83ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う資材置場への転用許可申請です。

申請地は、鷺野谷の畑●●筆、●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の

低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は●●で●●を営んでおり、事業拡大に伴い市内及び近隣市町村に業務が拡張し、重機や資材等の資材置場が手狭になったため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、重機●●台、碎石、砂、現場資材等を置く予定です。現状地盤よりかさ上げを行い、農地沿いに小堤を築堤します。埋立て方法については、単純埋立てにて盛土し、土面は転圧します。

被害防除対策として、周辺との境界は木くい、トラロープ等で囲い、土のうで農地への流出を防ぎます。雨水は、築堤を設け、自然浸透します。申請地は、盛土して30度未満の法面を施工します。工事中は、誘導員を配置し、安全に配慮して工事を行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

11番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、11番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

12番について、調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 12番についてご報告します。

調査会資料は、90ページからになります。

本件は、所有権移転に伴うドッグランの建設への転用許可申請です。

申請地は、高田の畑●●筆、●●㎡です。

申請地周辺は住宅地や事業用施設、公共公益的施設用の土地によっておおむね囲まれている農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

譲受人は、●●で●●や●●の建設を営んでいます。

申請地は、まとまった面積が確保でき、ドッグラン場を造るのに現状の地形を利用できること、市街地に近く利用者の確保ができるため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、埋立て等を行わず、区域内で切盛りの整地を行います。駐車場は碎石舗装、区画線はトラロープとし、台数は●●台を確保します。通路はインターロッキング舗装とし、ドッグランは天然芝張りとします。手洗い等に使用するため、引込み水栓を新設し、排水処理は汚水枥を設置します。

被害防除対策として雨水は自然浸透とし、施工後は周辺にフェンスを設置し、近隣住民及び施設等とトラブルが発生しないよう十分配慮して事業を行います。周辺の土地に土砂等が流出しないよう、インターロッキング、天然芝等で整地、駐車場部分は既設の土留めを利用し、碎石が流出しないようにします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

12番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、12番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

13番について、調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 13番についてご報告します。

調査会資料は、97ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う太陽光発電への転用許可申請です。

申請地は、花野井の畑●●筆、●●㎡です。

申請地周辺は市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は●●で、申請地は事業者の土地利用計画の条件を満たした土地であること、一方、譲渡人からは売却の希望があり、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、埋立ては行わず、現状に近い状態として整地します。設置部材は、パネル●●枚、遠隔監視、電柱、ケーブル等となります。

被害防除対策として、雨水は自然浸透にて処理し、発電所周辺はフェンスで囲い、安全を図ります。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

13番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

成嶋委員 売電価格はキロワット当たり幾らでしょうか。

山崎委員長 ●●円だと思います。

成嶋委員 ●●円。

山崎委員長 個人に売る計画なので、●●円ぐらいです。

成嶋委員 それで今までお金をかけるでしょう。どのくらいで元が取れるのですか。

小川副委員長 元ですか。

成嶋委員 黒字になるのがいつ頃からという。

小川副委員長 黒字化ですか。

すみません、今すぐはちょっと、調べれば分かると思うんですけども。

山崎委員長 大分パネルの価格とかも安くなって、土地の取得金額もえらい安いので。

成嶋委員 大概10年ぐらいで、元のお金が10年以降で黒字という業者が多いんですけども。

小川副委員長 この資料でさくっと計算した感じでは、今、成嶋委員が言ったとおり、10年ぐらいで大体ペイして、そこからは利益が出るような感じではあったんですけども。

議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、13番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

14番について、調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 14番についてご報告します。

調査会資料は、104ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う貸車両置場への転用許可申請です。

申請地は、酒井根の畑●●筆、●●m²です。

申請地周辺は市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は●●、●●、●●を主な業務とし、●●を行っており、業務拡大に伴い、現在の店舗、車両置場だけでは手狭となり、新たに車両置場を設置したく、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、●●した●●や●●で使用する●●を保管し、車両保管台数は約●●台です。敷地東側には積載車の回転スペースを設けます。現在の畑を転圧し、敷地全体を路盤敷きで仕上げます。

被害防除対策として、敷地の周辺は土留め板で囲い、隣接地との境界を明確にします。敷地出入口には、道路へ雨水が流出しないように、敷地内にU字溝及び浸透枳を設置します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

14番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

大宮委員 この敷地全体路盤敷きというのはどんなものですか。

山崎委員長 アスファルト舗装。

大宮委員 何cmとかないですか。

山崎委員長 普通の工事だと5cm。下，碎石で転圧して，5cmが普通の工事基準です。

大宮委員 今まで大概砂利敷いて何cmとか，何か変わったあれでどうなのかと思ひまして尋ねました。

山崎委員長 入るのが普通の乗用車と，あと1台積めるキャリアカー分なので，そんなに厚くはないと思います。

大宮委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので，14番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

15番について，調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 15番についてご報告します。

調査会資料は、111ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う太陽光発電への転用許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷新田の畑●●筆、●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は●●を行う事業者で、申請地は住宅街も存在し、電力需要も多くあり、土砂流出の危険性のない平地のため、安定した発電が可能と判断し、申請に至ったものです。

計画内容は、太陽光パネル●●枚、キュービクル●●基等を設置、高さ1.8mの外周フェンスと入口門扉1対を設置します。地盤の安定するところまで杭を打ち込み、杭基礎にて施工します。

被害防除対策として、雨水の処理は敷地外周に土の堰堤を設け、敷地内で浸透処理により流出防止とします。また、外周フェンスにより防犯対策とします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

15番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

成嶋委員 これは●●って読むんですか、株式会社……

山崎委員長 ●●です。

成嶋委員 これもやっぱり売電価格は●●円ぐらい。

小川副委員長 ●●円です。

議長 そのほか何かございませんか。
どうぞ。

酒巻委員 これ，道路よりは低いと思うんですけれども，雨水とかが流出するということよりは，周りから流入しそうな，大雨とか降ると，逆に流入しそうな感じがするんですけれども，大丈夫でしょうか。

山崎委員長 高くなっているからね。そこへ入っていっぱいになるようならほかもあふれているので，それは仕方ないんじゃないかと思います。

そこがいっぱいになるようだったら，ほかも全部冠水しちゃうので。

酒巻委員 はい。

議長 よろしいですか。
そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がありましたので，１５番を承認いたします。

議長 議案第３号について，５番以外の１番から１５番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで1時間半になるんですけども、ちょっと休憩入れますか。

(「はい」の声あり)

議長 じゃ、10分ほど休憩いたします。

議長 それでは、再開させていただきます。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番から5番までは関連がございますので、一括して調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1番から5番についてご報告します。

調査会資料は、118ページからになります。

本件は、●●在住の申請者が令和2年8月に相続により取得しましたが、昭和60年頃から宅地の進入路や、宅地、駐車場として利用されていた農地を、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、逆井の畑●●筆、●●㎡、逆井の畑及び田、計●●筆、合計●●㎡、逆井の田●●筆、合計●●㎡、逆井の畑●●筆、●●㎡、逆井の田●●筆、●●㎡です。

なお、立証資料として平成13年の航空写真を添付しています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第3調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番から 5 番まで、何か質問はございませんか。
どうぞ。

岡田委員 現在うちが建っている、宅地として利用しているというのは、これは 1 から 5 全てのことをいっているのでしょうか。

山崎委員長 ほかに人に何かちょっと看板の立て札とか貸しているみたいなので、そこは相続するときに見たら農地だったというのが分かって、それを地目変更したいという申請です。

岡田委員 分かりました、すみません。

議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1 番から 5 番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

6 番について、調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 6 番についてご報告します。

調査会資料は、133 ページからになります。

本件は、●●在住の申請者が平成 26 年 3 月に相続により取得しましたが、平成 13 年以前より資材置場の敷地として利用されていた農地を、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、柳戸の畑●●筆、合計●●㎡です。

なお、立証資料として平成13年の航空写真を添付しています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第3調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、6番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

7番について、調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 7番についてご報告します。

調査会資料は、136ページからになります。

本件は、●●在住の申請者が令和元年10月に相続により取得しましたが、昭和42年8月頃から宅地として利用されていた農地を、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、大青田の畑●●筆、●●㎡です。

なお、立証資料として昭和50年の航空写真を添付しています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第3調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、7番を承認いたします。

議長 議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第5号「生産緑地地区の都市計画の変更に係る意見について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

議案説明を都市計画課に求めます。

都市計画課。

都市計画課 都市計画課の樋口と申します。

議案第5号の生産緑地地区の追加決定についてご説明します。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

14ページをご覧ください。

生産緑地地区の追加決定を予定する土地は、中原、篠籠田、逆井の3地区で、合計面積は●●㎡、約●●haとなります。

15ページをご覧ください。

今回、追加決定を予定している対象地1の位置図になります。

当該地は、柏市立増尾西小学校より●●に約●●kmの位置にあります。

16 ページをご覧ください。

航空写真になります。指定面積は●●㎡になります。柏市の条例で定めている指定面積は300㎡以上となりますが、対象地の指定面積は300㎡を下回っております。今回は、隣接の生産緑地の所有者及び従事者が同一であり、300㎡を下回る場合であっても、対象地は同一の街区に存在する複数の農地等が一体的に資するものとして扱えと判断できることから、これを一団の農地として取り扱います。

17 ページをご覧ください。

対象地2の位置図になります。

当該地は、豊四季駅より●●に約●●kmの位置にあります。

18 ページをご覧ください。

航空写真になります。

指定面積は●●㎡になります。

19 ページをご覧ください。

対象地3の位置図になります。

当該地は、逆井中学校より●●に約●●kmの位置にあります。

20 ページをご覧ください。

航空写真になります。

指定面積は●●㎡になります。

21 ページをご覧ください。

このたび追加決定をするに当たり、対象地1においては、令和4年4月に土地所有者から生産緑地地区の追加決定の希望申出を受け付けました。

その後、令和4年6月に農業委員会事務局とともに現地調査を行ったところ、その時点では農地として適正に管理されていないとの意見を得ましたが、土地所有者にて改善を行い、令和6年3月に再度現地調査を行った結果、農地としておおむね良好との意見を得ました。

また、対象地2と3については、令和6年5月に農業委員会事務局とともに現地調査を行い、2地区は農地としておおむね良好との意見を得て、同月に土地所有者から生産緑地地区の追加決定の希望申出を受け付けました。

このことから、都市計画課としては生産緑地の決定が妥当であると判断し、今回諮問する3地区について都市計画変更の進めたい

と考えております。

また、今後の予定となりますが、対象地１は、令和６年１０月に予定している柏市都市計画審議会を経て、同年１１月に都市計画決定の告示をする予定です。対象地２と３については、令和７年２月に予定している柏市都市計画審議会を経て、同年３月に都市計画決定の告示をする予定です。

以上で説明を終わります。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第５号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 それでは、議案第５号が終了しましたので、都市計画課の方は退席されて結構です。

ご苦労さまでした。

（都市計画課職員退席）

議長 次の議案に入ります。

議案第６号「農用地利用集積計画の決定について」、総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、議案第6号の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、●●に在住の農業者が布施の畑●●筆、合計面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は6年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 それでは、議案第6号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。

ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

議長 次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項について説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

議長 次回の予定を申し上げます。

7月1日月曜日、2日火曜日が調査会で、1日は午前9時から、2日は午後1時からです。場所は、1日、2日ともに本庁舎5階の第4委員会室です。

担当は、農地第4調査会です。

7月5日金曜日が総会で午後2時から、場所は分室1の2階、第1会議室でございます。

これをもちまして、第35回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午後3時55分閉会)